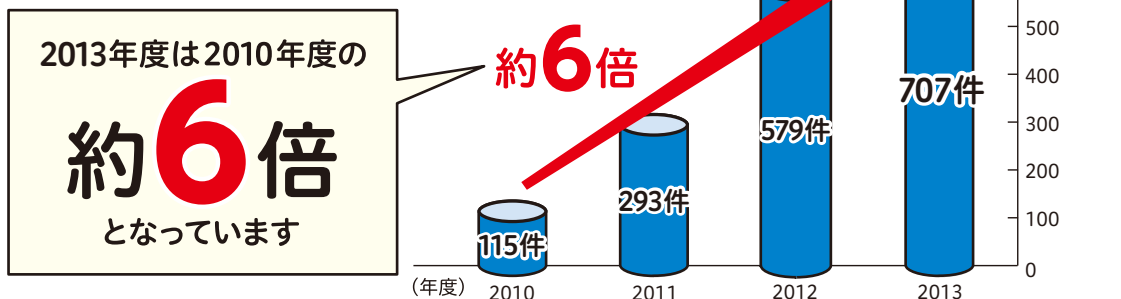


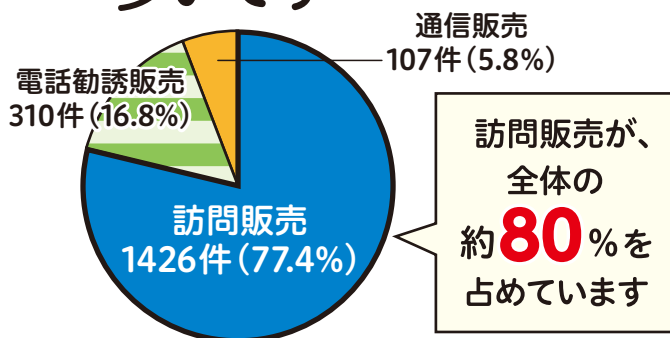
あなたの身近でも増えています

～「保険金が使える」という住宅修理トラブルの相談～

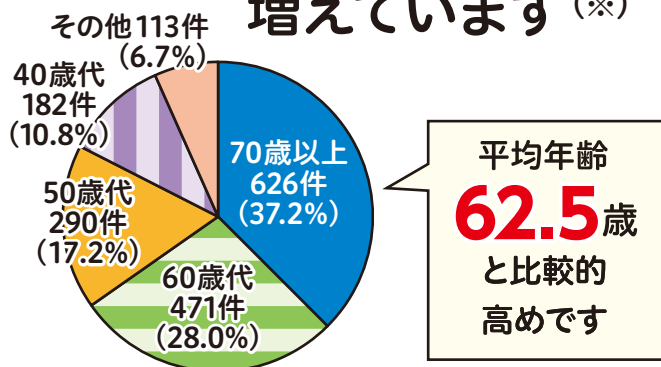
1 トラブル相談の件数が増えています



2 訪問による勧誘が多いです(※)



3 高齢者からの相談が増えています(※)



データ提供：独立行政法人 国民生活センター
※2007年度から2013年度によせられた相談の内訳(不明・無回答除く)

台風、暴風、ひょう、雪災など自然災害による住宅の損害については多くの場合、加入している火災保険等で補償されます。しかし、「**保険金が使える**」と勧誘する修理業者とのあいだで**トラブルが増加**しています。このような勧誘については鵜呑みにせず**必ず契約前に損害保険会社、損害保険代理店へご相談**をお願いいたします。契約後であってもクーリング・オフできる場合があります。なお、トラブルになった場合には、国民生活センターや消費生活センターで相談を受け付けています。

訪問販売で
60～70歳代の方の
トラブルが
増えているのね。



損害保険に関する
ご相談先

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター (損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

0570-022808

<全国共通・通話料有料>

※PHS、IP 電話からは 03-4332-5241 へおかけください

受付時間：月～金曜日 (祝日・休日および12月30日～1月4日を除く) 受付時間：午前9時15分～午後5時